

---

第 6 回泉南市教育問題審議会 会議録

---

【日時】 平成 18 年 1 月 11 日（水） 午後 3 時～ 4 時 50 分

【場所】 泉南市総合福祉センター 大会議室

【出席者】（委員）34 名中 29 名出席 5 名欠席

（高田 福本 瀬川 眞柄 片野）

（事務局） 16 名出席

梶本 邦光（教育長）	馬野 史朗（教育総務部長）
飯田 実（教育指導部長）	南 省市（教育総務部次長）
薄波 猛兒（教育指導部次長）	出口 幸廣（生涯学習課長）
辻 幸一（文化・スポーツ振興課長）	太田 幸男（指導課長）
島原 功明（同和政策課長）	右馬 隆治（教育指導部主幹）
衣笠 達美（教育指導部主幹）	宮崎 勝男（教育指導部主幹）
永野 武志（生涯学習課主幹）	古藤 典子（指導課主幹）
阪口 幸司（教育総務課総務係長）	田中 雅仁（教育総務課主査）

【傍聴者】 2 名

【議事日程】 1 . 開会

2 . 会長挨拶

3 . 議事

（ 1 ） 校区問題にかかわる差別事象について

3 専門部会の見解と審議会見解（案）について

（ 2 ） 審議会の今後の予定について

（ 3 ） その他

4 . 閉会

## 第6回 教育問題審議会

日時：平成18年1月11日（水）

午後3時～4時50分

場所：泉南市総合福祉センター大会議室

教育総務部長 そしたら、時間も参っておりますので、開催したいと思います。

どうも、皆さん、こんにちは。今日は、公私ともご多用の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第6回教育問題審議会を開会させていただきます。

なお、今日は、既に出席委員が過半数を超えておりますので、適法に成立しておりますことをご報告させていただきます。

それと、当審議会におきまして、5名の新しい委員さんに変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

市議会議長のZ委員さんです。

Z委員 Zでございます。よろしくお願いいたします。

教育総務部長 同じく、市議会副議長のY委員さんです。

Y委員 Yです。

教育総務部長 泉南市区長連絡協議会会長でありますX委員さんです。

X委員 Xです。よろしくお願いいたします。

教育総務部長 泉南市幼稚園教育研究会から、雄信幼稚園の職員でありますA a委員さんです。

A a委員 A aです。よろしくお願いいたします。

教育総務部長 それと、泉南市職員の財務部長のB b委員です。

B b委員 B bです。よろしくお願いいたします。

教育総務部長 以上、紹介を終わります。

それと、当審議会の議事録は、泉南市情報公開条例に基づき、請求があれば公開対象となります。発言者の氏名は、原則としてそのまま公表することになりますので、ご承知おき願いたいと思います。また、ホームページへの議事録の公表につきましては、氏名については、一応アルファベットといたしております。

それでは、以前配付させていただきました資料と、きょうの当日資料がございますので、資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、一番上に、第6回教育問題審議会資料一覧表（当日配付資料）となっております。それから、その1、2、3、4ということで順番に資料をそろえております。泉南市教育問題審議会校区再編にかかわる差別事象に対する意見（案）、それから、校区問題にかかわる差別事象についての就学前教育部会見解、第14回就学前教育部会で出た主な意見、校区問題にかかわる差別事象についての学校教育部会見解、ホチキスどめの分でございます。校区再編問題にかかわる差別事象についての地域家庭教育部会見解。続きまして、ホチキスどめで、第13回地域家庭教育部会で出された意見のまとめ。それから、2枚とじて泉南市教育問題審議会委員名簿、それから、これは、第15回就学前教育部会議事日程というのは就学前教育部会の委員さんだけお配りしております。その次の、第15回学校教育部会議事日程は学校教育部会の委員さんのみに配付しております。第14回地域家庭教育部会議事日程もこの地域家庭教育部会の委員さんのみに配付しております。この第14回の地域家庭教育部会につきましては、議事日程と第14回地域家庭教育部会資料一覧、それと、地域家庭教育部会の最終答申（案）の資料1の3部を配付しております。

資料で何か足りないとか何かそういうふうなことはございませんか。

なければ、それでは、会長の福原先生にバトンタッチさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいいたします。

会長 第6回教育問題審議会開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

座って失礼いたします。

平成17年4月に開催されました各専門部会を最後に教育問題審議会は中断してまいりました。これは、学校教育部会において提案された校区再編案に対し、住民の理解、納得が得られなかったこと、そして、その事態收拾に長期の時間が必要であったためでございます。また、その間に生起いたしました部落差別事象に対し、審議会会長として当該地区の皆様から心からおわび申し上げます。そして、これらのことに対し対応がくれたため、今日まで審議会の開催が中断いたしましたことを、審議委員の皆様方にこれもおわび申し上げます。

本日の審議会におきましては、まず、全般に校区問題に関する差別事象について、各部会で話し合われたことや、これをもとに作成された見解を出していただき、3部会の見解をもとに作成いたしました教育問題審議会としての見解案について審議をお願いしたいと

思います。また、その見解をもとに、今後、答申に反映していきたい内容につきましては、3 専門部会から基本的な方向についてご報告していただきます。

最後に、今後の運営について審議していただきたいと考えておりますが、審議内容が何分膨大なものでありますので、その点、よろしく願い申し上げます。

それから、当審議會は原則公開ということになっておりますが、本日、お申し込みはございませんですか。

傍聴 2 名あるようでございますので、許可いたしましてよろしゅうございますか。

異議がないようでございますので、では、お入りいただきます。

では、これで、早速、本日の議事に入らせていただきます。

昨年の 1 2 月に再開されました各専門部会において、校区問題にかかわる差別事象について話し合われた内容と、それをもとに作成いたしました見解と今後の答申作成に向けて、現時点で話せることがあれば、あわせて 3 部会長さんからご報告をお願いしたいと思っております。

早速、部会長さんの報告に移らせていただきますが、どの順番でもいいんですけども、慣例によりまして、就学前部会、それから学校教育部会、最後に地域家庭教育部会と、この順番でお願いいたします。

では、まず、就学前教育部会部会長の方から、就学前の部会についてご報告願います。

就学前教育部会長 それでは、私の方から、就学前教育の専門部会での話し合いのご報告をさせていただきますと思います。

今回の事象というのは極めて重大な差別であるというふうに認識しております。それが子どもの最善の利益、人権をどう保障していくかということを経済問題審議會の中で起きたということについて、就学前部会としても大きな責任を感じているところです。

全 9 名の委員の中で 1 名が欠席で、8 名の委員の方々の出席のもとに、事務局よりご報告の後、意見交換を行いました。

就学前部会のご発言は、いずれも事件が起こってから、身近な方々とその問題について話し合われたり、あるいは職場の中で議論を重ねたり、あるいは行われた集会に参加したり、また、当事者の方々の聞き取りを行われたり、そういう取り組みの中でいろいろと感じたり、考えたりされたことが真摯に意見発表されたというふうに感じております。

資料として、主に出された意見、そして見解というものがお手元に配られておりますので、それをごらんになりながら聞いていただきたいと思っております。

主に出された意見ですけれども、まず1点目には、今回の事象というものが何か特別なことではなくて、やはり私たちが日常、日々生活している中で、さまざまな人権侵害、部落差別を初めとした人権侵害にやっぱり日常的に出会っていて、感じていることがやっぱりある。そういう土壌の中で今回の事象というものが起きてきたのだと。そういう日常にあるさまざまな部落差別を初めとする人権侵害に対して、自分たちがどれほどきちっと向き合ってこれたんだろうかというふうな反省の意見が出されておりました。

日常的に部落差別を初めとして、例えば、障害を持つ子どもたちがどう育っていくのかとか、障害を持つ人たちがどのように生きていくのかとか、あるいは在日外国人の人たちがこの泉南の地で生きるときに受けるさまざまな偏見や生き方さみたいなことであるとか、あるいは女性であるとか、そして、子どもへの無知、偏見、無理解、そういったものもあって、感じていて、日々おかしいとか、やめてほしいとか、そういう疑問や憤りを感じていると。こういう日常的な問題にどう対応していくのかというふうなことが大きな問題であるということが1点です。

それから、もう一つは、今回は大人の中で起きた問題です。私たちは、教育問題、保育問題を議論しているんだけど、子どもの問題だけじゃなくて、やっぱり子どもを取り巻く私たち大人の中にそういう差別や偏見、そういう無理解の問題がたくさんある。そういう子どもを取り巻く大人の人権意識であるとか、また大人への人権侵害であるとか、そういうふうなものも大きな課題である。今回の事象でも、そういう大人がいろいろとこのことにかかわって話す、そして、そういうことに対して子どもが大きな影響を受けて、子どもにもいろいろな形で人権侵害の問題が影響を及ぼしている。つまり、社会全体の問題として考えていくことが必要だろうと。

しかしながら、やはり私たち就学前の部会としては、大人もそういう生まれたときからずっと育ってきた過程の中でそういう大人になってきたのであって、就学前の子どもの育ちの中で、人権の観点に立って、どのような子どもの育ちを保障していくのかという、大きな公的な責任があるだろうということで、とりわけ就学前のそういう保育・教育の課題をいま一度整理し直す必要があるというふうなことが出されました。

さらには、しかしながら、保育・教育の問題にとどまらず、保育・教育だけで担っているような問題ではなく、もう少し、泉南市全体としてこういう人権の問題を、保育・教育の問題も含めてどういうふうに取り組んでいくのかというふうな見通し、その課題の受けとめというものが必要だろうというふうなことで話し合いました。

それで、就学前の中間まとめの案を検討していたわけですが、それをいま一度見直してみようということで、それを少し再検討させていただきました。まだ次回の専門委員会でも引き続き検討していくことになっておりますが、とりあえず、1点目としましては、人権保育の推進ということを大きく柱として一本立てようということをお話ししました。今までは、人権教育の推進というのは、幼稚園教育活動の発展と充実というものの一つの小さい柱として書かれていたんですけれども、そうではなくて、一つの大きな柱として人権保育の推進というふうに柱立てをしたい。その中に、とりわけ、新たに、まずは、やはり子どもの権利条約の視点に立ってそういう保育教育の創造をしていこうということをきちっと書き込もうということが1点。

それから、2点目には、やっぱり同和保育の推進・充実という柱、項目をきちっと立てようということをお話ししました。同和保育とか同和教育というのは単に地域だけの課題ではなくて、今回の事象でも明らかになったように、極めてその周りの、その他の地域、そこで育つ子どもたち、そういう泉南市全体の重要な課題として、同和保育の推進・充実という柱を立てたいというふうなことになりました。

それから、3点目は、子育て、子育てに支援の充実というふうな柱があるんですけれども、そこに改めて、保護者の豊かな仲間関係の構築というふうな項目を立ててはどうかというふうに話し合いました。これは、やはり保育教育の中でも、単に子どもの問題だけではなくて、やはり保護者の問題というものが改めて痛感される場所ですので、そのような内容をつけ加えたい。

それから、もう1点、保育教育の環境の整備というところがあって、そこでは、人数であるとか、集団規模であるとか、そういうふうなことを主には整理してきたわけですが、その一番最初のところに、やはり人権を大切にするような感性を育てていくやっぱり環境の整備というふうな観点が重要だろうということで、子どもの意欲と主体性を育てる保育環境というふうな項目をつけ加えたいというふうなことで、一応中間まとめの案につきまして、再度、今回の事象を踏まえて書き加え、かつ訂正していくというふうな取り組みを進めていきたいというふうに話し合ったところです。

以上です。

見解は、そのような議論のもとに、皆さんのお手元に配りました就学前教育部会の見解というものをまとめたところなんです。

これはもう読まなくてよろしいですか。

会長 ありがとうございます。

トップバッターから時間を制限するようなことになって申しわけないんですが。

2番目は、部会長、お願いいたします。

学校教育部会長 失礼いたします。

学校教育部会部会長から、学校教育部会の前回の審議についてご報告させていただきたいというふうに思います。

まず、冒頭、この審議会の中断にかかわる問題というのが、この学校教育部会で議論しておりました学校規模の適正化の方策にかかわる問題でありまして、これによって審議会が中断したという結果になったわけですけれども、やはり私の部会運営のまずさというのもあったのではないかとというふうに反省しております。関係者の皆さん、また委員の皆さんには、この場をお借りして深くおわびを申し上げたいというふうに思います。

また、これにかかわって部落差別事象が発生したということで、これもやはり私の部会運営の一つの責任というものがあるのではないかとということで、差別の対象となった当該地区の皆さんには深くおわびを申し上げたいというふうに思っております。

さて、学校教育部会の審議は、昨年末、12月7日に行われまして、このときには、主に校区問題にかかわる差別事象について議論するということになりました。予定の3時から5時という2時間を大幅に延長して、2時間半にわたって、皆さんに非常に集中的な議論をしていただきました。

お手元にお配りしている校区問題にかかわる差別事象についての学校教育部会見解という資料、ホチキスとじの資料がありますけれども、これの2枚目から、この部会のときに出されたご意見の骨子を、順不同ですけれどもまとめております。

1ページ目を見ていただきますと、まず、一番基本のご指摘として、泉南市では、繰り返し市民に対する人権意識調査を行ってきたにもかかわらず、また、それらの結果をつぶさに分析すると、今回の差別事象につながるような泉南市民の差別意識の現状というのが把握されていたにもかかわらずこうした事態になったということをややはり反省すべきではないか。であるとするならば、これまでの市民意識調査の結果というものをもう少しきちっと受けとめ、そして、これに基づいた人権教育啓発が推進されるべきなのではないかというご指摘がありました。

それから、同じく1ページですけれども、当事者の声に耳を傾けるべきではないかということですね。今回の部落差別事象についても、どのような発言があったのかということ

が中心に議論されるわけですが、そうした差別の対象となった被害者の声というものをなかなか耳にすることがないという現実があります。したがって、そうした当事者の声にもう少し耳が傾けられるような環境というものをどのようにつくっていくのかということが大事なのではないかとご指摘です。

この1ページ目から3ページの冒頭にかけて、泉南中学校区の差別事象に対する抗議集会で出されました一人の当事者の保護者のご意見というものを、全部ここに抜粋して入れております。また、皆さん、このご発言をじっくり読んでいただいて、また今後、当事者のこうした声というものを、どのようにこうした審議会の内容や、またさまざまな施策に反映できるのかということについてご検討いただければというふうに思っております。

さて、3ページには、そのほかたくさんのご意見が指摘されております。

まず、やはり差別意識という点では、特措法以前の状況と変わっていないのではないかといいことですね。では、この30年間の同和対策事業によって一体何が整備され、そしてどのような課題が残っているのか、もう一度振り返るべきではないかということですね。

それから、もう1点が、市民生活の中で日々差別が再生される構造をやはり明らかにしていかなければならないのではないかと。やはり日常生活の中で、あそこはとかそういううわさ云々というものがさまざまに出ているのは事実だと。なぜそのようなうわさというものが流れていくのか、その構造というものを明らかにして、それを改善していくような人権教育啓発の手だてを打つべきなのではないかというご意見でした。

同じく、その関連で、市民生活の中で間違った情報が伝えられているというご指摘もありました。例えば、ご自身も結婚するときに、親から、相手の人が部落の人ではないだろうかというようなことを指摘されたという経験もおありであって、そうした間違った偏見というものが、なお市民生活の中で多々あるのではないかとご指摘です。

それから、人権教育啓発の手法にかかわっても非常に重要なご意見をいただいたと思います。これまでの人権教育、同和教育の中では差別はいけないということを強調してきたわけですが、それでは不十分なのではないだろうか。どのようにして差別をなくすのか、また、差別をなくしていかなければいけないという意識こそ、子どもたちの中に育てるような人権教育が必要なのではないかというご指摘がありました。

4ページに参りまして、次に、人権教育の全庁的包括的なプランの提示が必要だというご意見もありました。この審議会も、就学前、家庭教育、学校という三つの部会に分かれて議論しておりますけれども、しかし、日常生活の現場、また、同じように差別が生み出



されていく現場というものもそうした部局別に分かれているわけではない。だとするならば、密接にかかわり合ったそうしたさまざまな生活領域というものを包括的にとらえるような人権教育、保育、人権施策のプランが提示されなければいけないのではないかと。これを学校教育部会として最終答申に盛り込むべきではないかというご指摘でしたけれども、これについては、残された期間の中でどこまでできるかということもありますけれども、これから議論してまいりたいというふうに思っています。

それから、4ページの中ほどですけれども、今回の事象にかかわって、先ほど、当事者の声ということが上げられましたけれども、同時に、今回の事象を契機に、樽井小学校や雄信小学校区の保護者も多くの方が関心を持ち、また、集会に参加し、ご発言いただいた。そういう、今、市民の関心の高まりというものもきちっと見ておく必要があるということも指摘がございました。

それから、自分自身の子どものころの同和教育と比べると、最近の同和教育は弱くなっているのではないかというご指摘もありました。自分が子どものころには、部落問題についてこんなこともあんなことも学んだのに、今の子どもたち、自分の子どもを見ていると、そんなことを学んだというような様子が見えないと。だとするならば、最近の同和教育は弱くなっているのではないかという委員さんのご指摘もありました。

5ページに参りまして、最後のところですが、不動産関連の産業に対する人権啓発が必要だというご意見です。

今回の差別事象にかかわりましては、特に、校区再編に伴って、同和地区と同じ校区になるということが、自分の住んでいるマンションや土地の資産価値の下落につながるというような差別的なご意見があったわけです。しかし、これは差別的なご意見ではありませんけれども、現実問題として、不動産関連業者、販売業者が同和地区の土地を安く見積もるという現実があるわけでありまして、また、販売にかかわって、あそこ、近くに同和地区があるとか、ここは同和地区の土地であるとかいう偏見に基づいた情報をお客さんに流すという事態というものも多々これはあるわけですし、このような不動産関連の業界に対して、泉南市として、泉南市民の資産価値全体を高めるためにも、きちっとした啓発、教育を行っていくべきではないか。また、法的規制を含めた、この不動産関連業者に対する対応というものも検討すべきなのではないかというご意見も出てまいりました。

今回の学校教育部会では、学校教育に関するだけでなく、今ご紹介いたしましたように相当大きなことに広がって、たくさんのご意見が出されました。学校教育部会と

しては、今後出されたご意見に基づきまして、最終答申には、人権教育のところをどのように強化すべきなのかということと、それから、非常に大きなかせとなっております学校規模適正化の方策について、どのような最終答申を提示するかという厳しい議論の山が待ち受けております。あと、残された部会は2回ですけれども、きょう、皆さんのご意見をしっかりと伺って、今後の部会に反映させていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと、そのようなご意見もまとめて、一番、資料の冒頭にあります学校教育部会見解というものにまとめてあります。

この見解をまとめて、事務局の方で各委員さんに回していただいて、それぞれの委員さんからいろいろなご意見をいただいておりますけれども、部会の見解として、盛り込むべきところはこのぐらいが限界なのではないかということで、何人かの委員さんのご意見については割愛させていただいたことについて、一言おわびを申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

3番目は、地域家庭教育部会の副部長さん、お願いいたします。

地域家庭教育部会副部長 きょうは、部会長がお休みで、部会長が説明していただけるならば、それなりの補足もあるでしょうし、思いも入るんでしょうけれど、何分にも代理ですので、本日の資料の説明だけ、このとおりの一読で終わらせていただきたいと思っております。

まず初めに、13回ということは、11月21日の地域家庭教育会で出された意見のまとめですけど、これも一応意見をまとめてますので、このとおりに読ませていただきます。

教育問題審議会の出発点は、子どものためによりよい教育環境をどうつくっていくかということ。今回の差別事象を見ると子どものことを考えていない。大規模校化に対して、何ら建設的な解決策を出していない。

差別発言なり、事象なりに接した同和地区の子どもたちがどう思うのか。起こした人たちの中ではそういうことを全然考えていない。同和地区に対する配慮あるいは避ける意識があるような地域に子どもたちが暮らすというのは、果たして子どもにとっていいことなのかどうか、これをきちんと考えていただきたい。

それから、大人が家で話をしている言葉とかを子どもは受けていくんやな、そういうふ

うにして差別というのはずっとつながってきたんやなということを改めて思って、すごく悲しいことやなと思いました。

また、地域の格差等、大人の中で何も解決されないまま、手もつけず、心も配らず、物差しで割るような校区再編というのは反発が出て当たり前と思う。差別発言は別ですけども、樽井区から出てきている反発意識というのは当然のこととして出てきたと思います。

また、同和地区を避ける意識と樽井校区の問題、通学の問題、これをごっちゃにはいけない。教育の中身で反対している人と話をしていくことが必要である。

子どもが生まれ、本当にうれしい瞬間であるのに、この子はきっと差別受けるんやろな、ほんとに生まれてきてよかったのか考える、そう考えざるを得ないという現状が実はある。そんな中で、何があるかと、どんな理由があるかと差別は許されへん、子どもたちが差別を同じように許されへんと感じられる、だれかが受けたことに対してもそれを感じられる、また、それを言っていないといけないという子どもたちを育てるということで、そういうくくりで教職員は見解を出しているそうです。

また、雄信で集会を持ったときにも、適正人数はやっぱり希望していますが、遠距離通学になることに対することへの不安、また、樽井小学校を右に見て雄信へ行くということが何とかならないかという声が多かった。できる限り皆の声を届かせて、その中から取り決めていった方がよいというように結論づいております。

同和地区の子どもたちが中学に進学する中で、楽しいはずなのに、自分が否定されるかもしれない、自分や自分につながる家族、地域の人までもが否定されるかもしれないという不安ばかりになる子どもたちも一部ですがいます。

自分の中にある差別意識に気づかせてくれる、自分の生き方や考え方に大きないい変化をもたらしてくれる出会いが子どもたちに必要だと思う。広くいろんな友達に出会わせることが豊かな経験につながる。

また、差別を解消する地域づくりはどうあるべきかがこの部会の課題。自分でも気づかない気持ちに気づいていくことが、子どものことを考えるということで、一人一人にそういう気持ちを育てる、自分に気づいていない差別の気持ちに気づくコミュニティーづくりや校区編成であるべきだと考えている。

子育て支援センターでは、いろんな地域の人々の出会いがたくさんある。人と人との出会いでつながっていくすばらしさをたくさんの親子が感じている。ゼロ歳、1歳から、人と触れ合う心地よさを感じる事が大切なんだと思う。

在宅親子が小さい年齢のうちからいろんな人と出会って、地域を一くくりのイメージで見るのではなく、自分自身で感じていく、それを市内のいろんな施設を知って、その子どもたちや職員の方々と知り合い、触れ合うことが、さまざまな偏見や差別意識をなくしていく一歩だと思う。

また、自分らしく生きる価値観が大切。日ごろからジェンダーを意識することが大事。子育て講座等で親の意識を変える取り組みをしていくことも今後の課題。

今回の件、潜在的意識に根強く差別意識が残っているということが明らかになった。こういう発言が身近にあるとしたら、当然子どもたちは影響される。同和教育、人権教育の取り組みを強めていかないといけない。また、同和地区の子どもたちが展望が見えなくならないか、見出せなくならないか、この子どもたちに対してどういう取り組みをしていくかが大切になる。

意識調査からは、同和地区に対する差別意識、排除の意識は樽井にだけあるという問題ではないだろうと思う。

いろんな差別については、各学校で努力していると思うが、本当に心の底から差別を否定する感性、感性の面で否定していくというところまで行き着くような人権教育はなかなか難しい部分があると思う。

校区編成については、線引きの部分については行政が行うべきところで、そこまで審議会がしてはいけないのではないかな。

市民意識調査を見まして、やはり人権教育が十分されていないことがここに出ていると思う。校区再編に関しては、十分、人権教育を進めていく中で議論することも大事かと思う。また、この問題を、同和地区以外の学校園に対しても、そういう説明と人権教育が必要であると思う。

以上が、この間のまとめです。この上に立って、このあたりで見解が出されました。このたび起きた差別事象は、同和地区及びその地区の子どもたちが通学する学校に対する忌避意識、見下し意識が表面化したものです。すでに、市長、教育委員会、校園長会、人権関係団体などが差別事象に関する見解を示していますが、当部会としても、今回の差別事象を、地区の子ども、保護者、住民、関係校園所の教職員に対する屈辱行為以外の何物でもないと考えています。差別事象に接した私たちは、部落差別意識の根強さに衝撃を受けました。同和地区に住む住民にとっても、心に受けた傷は深く大きく、深刻にして重大な問題です。

去る11月21日に開催された部会では、保護者の怒りや不安の声が報告されました。子どもたちが将来への展望を見失うのではないだろうかという懸念も表明されました。また、部落差別問題に関する市民の人権意識が後退していることや、身近な大人の差別意識に子どもが影響を受けていることを指摘する意見も出されました。

このような差別による人権侵害は早急に解決しなければならない問題です。差別を受けた人々の不安、心配、危険をいち早く取り除き、安心・安全を確保しなければなりません。

差別事象が起きた根本的な原因は、市民意識調査（1999年）や府民意識調査（2000年）の結果でも明らかなように、同和地区に対する排除と差別意識が払拭されていないことにあります。校区再編の議論は、そうした意識が表面化するきっかけであったにすぎません。この調査結果を踏まえ、同和地区住民の基本的な人権を保障するための政策と強力な推進体制が必要であったと認識します。

泉南市及び泉南市教育委員会に対して、人権行政のあり方、特に同和地区外に対する啓発活動のあり方を抜本的に見直すよう強く要望します。泉南市の未来を担う子どもたちに、差別や排除の意識が存在する地域を残すのか、それとも、多様な市民の出会いと交流が行われる地域を残すのか、今、私たちはそのことが問われているのだと思います。

当部会では、市民が豊かにつながるための人と人との関係づくりを検討しています。さらに、市民による差別をなくすまちづくりを目指し、議論を重ねたいと考えています。また、当部会では、昨年度末の中間報告の取りまとめに当たり、子どもたちとの参画、対話の場、子ども版泉南市の教育を語る会（仮称）の開催を検討しました。答申提出まで、残された時間はわずかなため、この会は開催できませんでしたが、本当は子どもたちとひざを突き合わせて語り合えることを望んでいます。今、差別のことで悔しい思いや悲しい思いをしている人は少なくないと思います。皆さんの心を傷つけたことについて、心の底からおわびします。私たちは、皆さんが安心して遊んだり、学んだりできる地域と学校をつくるための話し合いを続けていきます。皆さんの先生やおうちの人、地域の人、差別をなくすために頑張っています。大人を信じてください。差別をなくそうとする大人がたくさんいることを忘れないでください。

以上です。とちってすみません、いきなりでしたので、ちょっと下手な読み方すみませんでした。

以上で、一応の見解を報告させていただきます。

会長 ありがとうございます。

ただいま、三つの専門部会から見解のご報告がございました。

それら見解をもとにいたしまして、私と副会長、3部会長により作成いたしました、いわば審議会見解と、この案をつくりましたので、これを中野副会長からご披露させていただきます。

副会長 失礼します。

お手元の泉南市教育問題審議会・校区再編にかかわる差別事象に対する見解（案）、これを読ませていただきます。

2005年2月に教育問題審議会において発表された泉南市内の校区再編成に対して、樽井区役員が中心となって樽井区住民による反対運動が組織されました。この反対運動の経過の中で、教育委員会に対し、樽井区の一部が同和地区を含む校区に再編されることに反対する意見を述べる電話があり、専門部会の傍聴者がその感想として提出した意見書にも、同和地区と同じ校区になることに反対する差別的記述がありました。また、後になって審議会に対して提出された嘆願書の意見欄にも、同和地区に対する偏見を含む差別的な意見が多数含まれていることが発見されました。これら一連の差別に対して、審議会として改めて強く抗議いたします。

これらの差別事象は、同審議会の運営経過の中で発生したものであり、泉南市民の間に存在する差別意識について、当審議会が十分に把握・認識していなかったために、差別意識が同和地区住民に対して直接的で攻撃的な形であられる事態となりました。

その意味で、当審議会は、これらの差別事象に対して重い責任を有しており、今回の差別事象において傷つかれた住民の皆さんに深くおわび申し上げなければなりません。私たちも、泉南市における差別の解消のためになお一層の努力が必要と痛感しております。

今回の差別事象に典型的にあらわれた同和地区に対する排除の意識は、近世の身分制度に由来しております。封建的な身分に基づく教育体制から、国民皆教育へと移行する近代学校教育制度整備の過程で、校区編成をめぐる差別感情は、明治の学制発布当初から被差別部落を対象として頻繁に起こってきた歴史的経過があります。その解決のために、明治、大正、昭和を通じて長い取り組みの経過がありました。とりわけ1969年の同和対策事業特別措置法の制定によって、この30年間に政府及び地方公共団体は集中的な取り組みを行っており、同和地区を校区に有する学校へ子どもを通わせることを嫌い、指定された校区ではない他の校区へ子どもを通わせる越境通学問題などへの対策は、大阪府教育委員会も大きな努力を傾け、全国的に見れば、これらの問題が一定程度解決されたとして、同

和対策事業が打ち切りになった経緯があります。

ところが、このたびの差別事象は、泉南市における差別意識が同和対策事業実施以前の旧態依然たる状態にとどまっているものを示すものであって、なぜこうした差別が温存されてきたのかについて痛切な反省と考察が必要です。特に、長年にわたってともに泉南中学校の同級生として机を並べあった関係にあり、同級生・同窓生として友情と連帯をはぐくむはずの環境にある地域住民の間で、今日においてもなおこのような事象が発生する事態に、中学校における人間関係づくり、集団づくり、人格の形成に関する教育がどのようなものであったのかを改めて見直されなければならないでしょう。そして、その反省の上に立って、新たに泉南中学校区の人と人との豊かなつながりに基づくまちづくりが求められていると認識しています。

また、泉南中学校区だけでなく、市内すべての校区で、泉南市における差別解消の課題を共有し、泉南市のまちづくりと協働して人権教育を推進すべきと考えます。

今回の差別事象のもう一つの特徴は、同和地区の土地価格が周辺地域と比較して低く評価されているという土地差別の問題でもある点です。土地、建物の開発や販売にかかわって、業界では同和地区に対する偏見が根深く存在しており、そうした偏見に一部の泉南市民が影響を受け、今回の差別事象につながった側面があると考えられます。

他方、今回の差別事象に見るような住民の差別的言動や態度が、業界に存在する偏見をさらに深めるという悪循環になっていると考えられます。泉南市の土地はすべての泉南市民の資産であり、その資産価値を高めることはすべての泉南市民の共同の責務であり、泉南市民自身が土地差別にとらわれていたのでは、資産価値は守るべきもありません。泉南市民と行政は、こうした業者による土地差別を許さず、その偏見を除去するために、業者への啓発や規制の検討など、積極的に働きかける必要があります。市民と行政が土地差別に対する認識と行動、協働において十分ではなかったことが今回の差別事象の背景になっていたのではないのでしょうか。

その一方で、泉南市民が部落差別を初めとする人権問題の解決に向けて、多くの努力を傾けてきた実績もあります。人権問題を解決するため、泉南市人権啓発推進協議会、泉南市人権擁護委員協議会、泉南市事業所人権推進連絡会、泉南市人権協会、泉南市人権教育研究協議会、泉南市在日外国人教育研究協議会などが組織され、活動が推進されてまいりました。また、行政も、泉南市部落問題などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例を制定し、また、部局として、人権推進部、部局横断的な組織として、人権施策推進本部

を設置して、さまざまな施策を推進しています。教育委員会においても同様に、人権教育基本方針を策定して、人権教育を推進してまいりました。

しかしながら、今回の差別事象は、これらの取り組みが不十分であったことを示唆しております。当審議会の見解に先立って各部会の差別事象に対する見解が示され、その中で具体的な課題が指摘されております。また、今後の審議においても改善すべき課題が指摘されることとなるでしょう。他の部局や市民組織においても積極的にこれまでの活動を見直されることを期待しております。

今回の差別事象を受けて当審議会が直面する最も大きな困難は、土地差別、住民の差別意識、そして校区問題が密接不可分のものであるにもかかわらず、これらの問題に対して教育委員会が関与できる範囲が限られていることです。教育委員会の施策のみを幾ら改善したところで、他の部局や市民活動と有機的な連携がなされ、総合的なまちづくりの施策と行動がなされなければ、差別の解消は困難だということです。

これまでの泉南市においては、各組織、各部局においてそれぞれの方針はあるものの、問題解決のための連携、協働の方針が十分ではないと感じられます。教育とまちづくりはそれぞれに独自性を持ちながらも、市民生活の実態から見れば一体的なものであるべきであり、差別事象の克服においてはその一体性がより強く求められているものと考えます。

今後、泉南市において、人権施策に関する行政、市民組織のすべてにかかわる総合的な計画が立案されることを望みます。

泉南市民の間に差別と分断があることは、被差別の当事者にとって過酷なばかりでなく、すべての市民にとって不幸なことです。まちづくりは平等で自由な人間関係にあり、市民一人一人の個性と能力が十分に生かされて初めて発展するものと言えます。差別の存在は、人間という泉南市の最も重要な資源を台なしにします。封建的身分制度や民族性など、私たちの生活や歴史が生み出してきたさまざまな壁を乗り越えて、豊かな人間関係をつくることこそ、すべての泉南市民がその共通の利益を高める最も重要な基礎なのではないでしょうか。

教育問題審議会は、泉南市がそのような人間のまちとなることを期待し、同時に、残された審議機関に、その実現の一助となる答申をまとめたいと考えております。

以上です。

会長 ありがとうございます。

ただいま紹介しました審議会見解の案につきまして、質疑・応答がございましたら、お



受けたいと思うんですが、ただ、各部会固有の問題は、すぐ続いて部会がまた開催されますので、それはそれとして、ただいまのお話についてのご質問がございましたらお受けしたいと思います。

0 委員 2 ページ目の、私が間違っていたら訂正しますけども。

「総合的な企画調整組織として人権施策推進本部を設置して」と、こういうくだりがあると思うんですが、これは、人権政策推進本部ではないかというふうに私は理解しているんですけども、その点はどうなんでしょうか。

教育指導部長 事務局の飯田です。

ただいま、0 委員さんの方から指摘されました。正式な名称が、今ご指摘ありましたように人権政策推進本部です。

ご訂正、よろしく願いいたします。

0 委員 それでは、今、人権施策推進本部と人権政策推進本部というのは、まさに人権政策推進本部でなければならないという問題意識で設置要綱等がつくられているのではないかなという意味内容も含めまして言わせていただきました。

それでは、若干、私の意見を申し上げたいというふうに思います。

まず、土地差別事象にかかわってでございますが、私が言うまでもなく、土地差別事象というのは、同和問題解決の上で、結婚差別、あるいはそれを超えるとも思われる、極めて緊急かつ重要な課題であるというふうに私は考えています。正直申し上げまして、こういう形で土地差別事象に出会ったのは、今回が私の経験上では初めてでございます。そういう認識に立って、若干申し上げます。

これからの同和問題解決の極めて重要な課題であるにもかかわらず、土地差別に関するまず現状でございますけれども、まず、データの、例えば、大阪府の土地差別の現状がどうであるのかという実態そのものが十分に明らかにされていないという現状があるということをもまず私は思います。それから、土地差別の構造とかシステムについての調査研究等も同様に、必ずしも十分な状況とは言えてないというふうに思っています。

それから、私の記憶する範囲で言えば、土地差別の解消について、行政施策として展開されたものは、唯一、補完的な措置として、同和地区の土地の実勢価格が安いと、あるいは資産価値が低いということの補完的な措置としてやられたのが固定資産税の減免だというふうに理解しています。この固定資産税の減免というのは、いわゆる土地差別そのものを解消すると、なくしていくということではなくて、いわゆる補完的な措置というんです

かね、そういうものでやられた経緯があるんじゃないかというふうに、だから、正面から土地差別の解消を図る本格的な行政施策というのがなかったんじゃないか、あるいはこれから考えていかなければならないことではないかなというふうに考えています。

そういう観点から言うならば、市の基本文書、例えば、本市には、現在、同和行政の基本方針並びに推進プランというのがあると思います。この同和行政の基本方針、推進プランでいいのかどうかと、現況と本当にぴたっとマッチしているのかどうかという議論もあると思いますが、これは泉南市に限らずだと思うんですが、市の基本文書、例えば、同和行政基本方針というようなものに、やはり土地差別の解消が極めて重要な課題であるというふうな位置づけをまずするべきだと、あるいはそういうことを求めるやっぱり見解にしていくべきではないかと。そういった中で、初めて行政と市民の協働とかいう展開が生まれてくるであろうし、あるいは市民団体との連携も生まれてくるし、啓発問題も出てくるのではないかとというふうに考えます。

とりわけ、土地差別の特徴として、単にこれは泉南市だけの問題でなく、府の統計等も見ると、大阪府下の起きている問題だし、むしろ全国的に言えば、福岡県あるいは滋賀県、あるいは東京都等々全国的に起きている問題だと思うし、不動産の売買という性格上、一府県にとどまるものではないというのは、これは理路当然だというふうに考えています。いわゆる全国化しているということがまず特徴としてあるんじゃないかと。

それから、公然化しているという点。本市でも同様ですが、行政機関に丸々校区に同和地区があるのかどうかという問い合わせが平然とやられている。中には所管部局に聞くという実態もある。いわゆる公然とやられている。これは問い合わせ等でもあるし、業者の土地購入に関する、売買に関する対応等でも同様だと思います。

それから、三つ目に、すべてではないですが、教育問題とリンクされることが、とりわけ校区の選択とリンクされることが非常に多いと。本市の例においてもそういう傾向という特徴があったのではないかと。子どもの進学先、校区の選択、学校の選択というところとリンクされた調査、聞き合わせが行われるというのがひとつまた特徴だと思います。

そういった意味で、結論的に申し上げますと、市の基本文書に、やはり土地差別問題をきちんと位置づけるということが必要だということ、見解の中身として求めていきたいというふうに思います。

会長 ありがとうございます。

審議会案が多岐にわたっておりますので、いろいろな点でご意見がとおりになるかとも

と思いますが、この席で簡単にお答えできるものはそれとして、ほかの委員さんも改めてお読みいただいて、疑問点なり、あるいは積極的な提案なりがおありの節は、よく会がやりますけれども、記載して提出していただく用紙ですね、あれにご意見をちょうだいいたしますれば、後はそれでまた私どもの方において取り上げて、考えていきたいと思っております。

そんな意味で、今の委員さんのご質問もなかなか大きな問題ですが、ほかの委員さんもあるいは同様なご意見がおありになろうかと思うんでございますが、どこかそういう点がございましたらお教えいただけたら非常にありがたいと思うんでございます。

それも含めまして、はい、どうぞ。

CC委員 失礼します。

先ほど、1点目の質問に関係するところなんです、この2枚目の大きな固まりの二つ目に、先ほど言葉の訂正が入ったかと思えます。泉南市の人権政策推進本部というものについて、若干、事務局に質問したいんですが、私の立場上、泉南市人権教育研究協議会ということで、教育関係の中で人権教育、同和教育を進めていくということに関しては、一定、立場上、認識できているんですが、行政組織における取り組みについては、まだ自分自身も不勉強で周知できておりません。

そこでお尋ねしたいんですが、泉南市人権啓発推進協議会など市民組織の役割及び活動内容や実績並びに課題といったもの。

2点目に、人権政策推進本部の役割、活動内容、実績、課題といったところをまず聞かせただけならなというふうに思います。

お願いします。

会長 ありがとうございます。

ほかに、何か別の点でご意見なりございませうか。

教育指導部長 事務局の飯田です。

ただいまの質問に対してお答えいたします。

泉南市人権啓発推進協議会からちょっと説明させていただきます。

この組織の目的は、憲法及び国際人権規約に定められました人権尊重を基盤とし、一切の差別をなくし、地域の連帯感を根差したまちづくりを図るため、人権啓発の推進を図ることを目的としております。もう少し簡単に言えば、市民一人一人が人権尊重のまちをつくるために、草の根的な活動を一人一人市民が行うということで、この下部組織としまし

て、各校区に同じく何々校区人権啓発推進協議会という組織がございます。そして、それぞれの校区の実態、特徴にあった人権啓発活動を市民みずからの主体におきまして取り組んでいる組織でございます。

それから、泉南市人権政策推進本部ということの質問もございました。

これは、先ほどの見解案にもありますように、行政内部での人権政策を進めるための推進本部です。構成としまして、本部長に市長、それから、副本部長に助役、教育長、そして、本部員に各部長が入っております。そして、もちろんこの目的が泉南市における部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の趣旨に基づきまして、本市における人権政策を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。

ですから、中身としましては、例えば人権政策の総合企画調整に関すること、また、人権意識の普及高揚に関すること、また、差別事象等が生起しましたときには、その調査、分析、啓発等に関すること、人権施策にかかわる関係機関、団体との連絡調整、その他目的達成に必要な事項に関することとなっております。

そして、この本部の下に、それぞれ人権推進本部の職務及び中身を推進するための推進委員会という組織がございます。また、あと啓発部会、研修部会等がございます。こういった研修部会におきましては、泉南市職員の人権研修等を企画立案しまして、職員の人権意識高揚のための研修会等を行っております。主に、現段階では、ハード面、もちろん一般施策を使つての同和問題を解決するための同和施策の展開が重要であります。それとあわせて、現時点におきましては、差別意識解消に向けてのソフト面での取り組みというんですか、そういったものが重要になってきておまして、事務局としまして人権推進部という部がございます。また教育委員会もその中に入っております。そういった中で人権啓発等の推進を主に目指して、もちろん行政ですので、啓発また同和施策、なくすための同和施策展開のための施策の展開ということも、この場では会議して推進していくようになっております。

会長 はい、どうぞ。

Dd委員 別のところで意見というか、よろしいですね。

1 ページ目の二つ目の固まりですね、「今回の差別事象に典型的にあらわれた」、この固まりの中で、国の方では、「1969年以降、同対事業によって30年間、集中的に取り組みが行われてきたと。そして、大阪府の教育委員会では越境通学問題等の取り組みがあったと。こういった取り組みにかかわらず、同和对策事業実施以前の旧態依然たる状

況に、泉南市における差別意識がとどまっている」と。その次ですが、「なぜこうした差別が温存されてきたのか、痛切な反省と考察が必要です」と、こうあります。そして、その次に、「中学校における人間関係づくり、集団づくり、人格の形成に関する教育がどのようなものであったのかが改めて見直されなければならない」と。そして、「新たに泉南中学校区の人と人との豊かなつながりに基づくまちづくりが求められている」と、こういったふうに書かれております。

私は泉南中学校の校長でございますが、そのとおりです。やっぱり中学校においてこういった人間関係づくり、集団づくり、こういったことを見直しながら進めておるような状態です。常にこのことを見直し、点検を図りながら進めていくというのは当然のことだと思っておりますし、中学校だけでなしに、中学校区全体で取り組んでいかんといけないということは認識しております。

ところが、私の言いたいのは、この旧態依然たる差別意識にとどまっている、この原因が、こういう表記であると、学校教育だけに求められているような表記になっているように思います。その続きとして、やっぱり中学校の問題というふうに指摘されているように思います。

先ほどから、学校教育部会から出た意見の中でも、就学前でも出ておりましたけれども、教育だけで担うにはやっぱり大きいと。ですから全庁的な取り組みとか、市民と一緒にやった取り組みとか、そういったことが言われておるわけでして、再度申し上げますけれども、旧態依然たる差別意識が温存されてきたその原因が学校教育のみになっていると、そんな表記になっているというふうに思いますので、このところはいかかなものかというふうに思っております。

会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

C c 委員 すいません、今、D d 委員の意見に重ねて発言させていただきます。

私が1点目に質問させてもらった泉南市の人権政策推進会議ということの中身も若干絡んでくるんですが、2ページの、先ほど私が質問させてもらった項に、「しかしながら、今回の差別事象は、これらの取り組みが不十分であったことを示唆しております」、というふうにここに明記されているかと思えます。つまり、今回の事象の背景、要因ということについて考えてみたときに、やはりこれは行政、つまり人権行政などが総合的な施策展開としてどのように今まで図られてきたのかというふうなことも含めてやはり問われるべ

きであろうと。例えば、企業とかそういう縦の関係の中での人権啓発や、自治会、PTA、  
いろんな団体などの横の関係の人権啓発、そういうような縦系と横系を紡ぎ合わせたよう  
な人権啓発施策がどれだけとられてきたんかということ、私はきちんと振り返る必要が  
あるのではないかというふうに思います。そういう視点から考えてみたときに、学校教育  
における人権教育のあたりに集中したような表記については、一定再考する必要があるの  
ではないかというふうに思います。

それと、ちなみに、泉南市の市民人権意識調査、これは1999年のものになるんです  
が、前回から部会の資料としてもここから抜粋されていると思うんですが、ここには、本  
市の意識調査では中学校区別の意識調査がなされているかと思えます。それで見ますと、  
もう例は挙げませんが、例えば、同和問題の認知時期、認知経路などを見たときに、例え  
ば、泉南中学校区がある意味突出しているとかというふうなことはなくて、どの校区とも、  
割と一律よう似たようなデータが残ってるのではないかなというふうに私は思いました。  
少なくとも、学校の課題を有する場合には、泉南市内の学校において、やっぱり部落問題  
学習に取り組んでこなかったことを課題としてきちんと記述すべきではないかというふう  
に思います。

今後、やっぱりすべての学校で人権教育や同和教育、部落問題学習がどのように展開し  
ていくべきなのかということの根拠づけとして、きちんとそこらあたりの整理は必要かと  
いうふうに思います。

これはあくまでも意見です。

会長 はい、ありがとうございます。

0委員 関連と並びに若干の問題提起をさせていただきたいと思えます。

まず、見解案2の、先ほどの件とも関連するんですが、第2段落、「全国的に見れば、  
これらの問題が一定程度解決されたとして、同和対策事業は打ち切りになった経緯があり  
ます」。歴史的には事実だと思います。そこで、この中で展開されている内容としてみて、  
これらの問題というのは、一つは、今回の差別事象に典型的にあらわれた排除の意識、も  
う一つは、実態上として越境通学の問題を挙げられているのではないかと、これらの問題  
ということ。

これは私の私見ですけれども、ご指摘のように、'69年からの同和対策事業というの  
は、特別措置法に基づく同和対策事業として、特別対策で打たれた経緯がございます。こ  
こに指摘がありますように、全国的に見れば、これが一定解決された。つまり、同和地

区に対する限定した、あるいは出身者に限定した同和対策事業というのは、文字どおり劣悪な生活環境の改善であったし、あるいは自立支援であったというふうに理解しています。そうした包含されたものの中の課題解決が一定程度できたという認識のもとに、特別措置法が終了したものだというふうに理解をしておりますし、なおかつ、特別措置から一般対策へ移行するときの論議というのは、到達された課題と同時に、残された課題ということで、いわゆる教育や啓発の課題、労働の問題、それから、差別事象が依然として後を絶たないという現実が残されていると。このことについては、一般対策の有効な活用を図って解決を図るべきだというのが認識であったのではないかというふうに考えますので、この同和対策事業の打ち切りという表記については、もう少し特別対策事業の意味づけと評価並びに一般対策への移行の意味づけをする方がより適切ではないかというふうに私自身は考えます。

それから、先ほどの、泉南中学校に限らないんですが、私どもは、一定の、ここに書かれておりますように、こうした差別が温存されてきたことについて、いわゆる反省と考察が必要だということは当然、何ゆえこれが残っているのかということは十分に反省し、考察も必要だというふうに思います。その中の一つとして、学校における人権教育、同和教育の取り組みがどうであるのかというのは、その全体像の中に位置づけられて総括をされるべきだし、方向づけをされるべきではないかというふうに考えておりますので、補足させていただきました。

以上です。

会長 時間の点もございますので、いろいろ貴重なご発言をちょうだいしておりますが、あるいはまだ言いたいけども挙手をしていないと、そういうお方もいらっしゃると思いますが、一遍この案をお読みいただきまして、後日、意見欄にお書きいただいて、ご提出いただきますれば、それらにつきましては、副会長、3部会長ともども調整を行いまして、再度見解案を作成いたしまして、審議委員にお示しして、了解を得て、それでやっと正式な見解と、こういうふうにしていきたいと考えておりますので、きょうはそれ以上の質問封じと、そういうことはいたしません、ご意見ございましたら、どんどんお書きいただいて、お手数ですが、係の方のご提出していただければありがたく思っております。

じゃあ、これぐらいでひとつこの点はご了承いただきまして、ちょっと時間の点で先に進ませていただきます。

今後の審議会、専門部会及び語る会の運営について、会長の私から、提案というほどの

ことはございませんのですが発言させていただきます。

引き続き、教育委員会及び3部会長からも提案がおりだと聞いておりますので、それにつきましても一括して受け付けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私から提案します点は、当初の計画では、各専門部会が中間報告を作成いたしまして、それに対して市民から意見をいただくための語る会パート2ですか、いわゆるパート2を計画しておりました。しかし、長期にわたるストップがございましたので、中間報告をまとめることができませんでした。教育問題審議会も平成16年4月に出発したものでございますが、一応2年間ということていろいろ審議していただいておりますのですが、会長としては今年度の3月末には答申をぜひ出したいと、かように考えておりますが、そういたしますと日程が少し厳しいこととなりますが、3月1日の審議会、それまで2回ばかり部会があるように聞いておりますが、各部会の最終答申案を作成していただいて、この最終答申案ともども、3月18日の午後2時よりの市民と語る会パート2を開催いたしまして、同時に、二日後の、3月20日までにパブリックコメント等で市民からいろいろなご意見をちょうだいいたしまして、これらの意見を副会長と3部会長ともども調整いたしまして、3月30日の審議会で再度審議いたしたいと思っております。審議会として、審議委員の皆様から了解が得られたとき、最終答申といたしたいと考えております。

次に、学校教育部会の校区問題につきまして、教育委員会から新たな提案があると聞いておりますので、そちらの方からご発言をちょうだいしたいと思っております。

これは教育長の方になりますですかね。よろしく願いいたします。

教育長 まことに僭越ではございますけれども、学校教育部会の今後の運営につきまして、教育委員会よりお願いを申し上げたいと思います。

平成17年4月25日に学校教育部会が開催されましたけれども、この部会を最後に、審議会並びに3専門部会の審議が中断しておりました。これは、学校教育部会において審議されていた校区再編案に対して、住民の理解、納得が得られず、事態收拾に長期の時間がかかったからでございます。

また、先ほど審議をいただき、審議会としていろいろご議論をいただきましたように、校区再編にかかわって部落差別事象が生起し、教育委員会及び行政として、差別撤廃の取り組みの中で今回の審議会の再開というふうになったところでございます。

しかし、教育問題審議会は平成16年4月に発足し、17年10月に答申を出す予定で



ございました。もう既に予定の期限を大きくオーバーしていること、そして、また、各種団体代表として出席をお願いしている委員の皆さん方の任期が切れることから、区切りとして、先ほど、会長からのご提案がございましたように、本年3月末に答申をいただきたいと考えておるところでございます。

また、学校教育部会におきましては、第13回部会において、部会長から、校区再編案については地域住民のヒアリングを通して再度質疑していきたいとの発言がございました。しかし、残り2回の部会で再度校区再編案を作成することは非常に難しいと考えております。したがって、学ぶ喜びを感じる学校づくり、開かれた学校づくりと学校規模の適正化と施設整備につきましては、適正化の基準、適正化の原則等の理念の部分を答申いただきたいというふうに考えております。具体的な校区再編につきましては、平成18年度におきまして、この答申を踏まえた住民主体の教育問題審議会を新たに設置いたしまして、最終的な合意を図っていきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

会長 では、次に進めさせていただきます。

各部会から前回までに確認されていること、今後の審議について3部会の順でご報告をちょうだいできれば好都合かと思えます。

就学前教育部会長 今後の方向ということですね。就学前教育専門部会で考えていることですが、就学前の部会では四つの点が確認されておりました。考えている方向として、4点、施設的に可能なすべての公立幼稚園で3歳児保育を実施しようと。そして、人数調査を行って、必要な預かり保育を可能な限り公立幼稚園で実施しよう。そして、可能な公立幼稚園において、総合施設を含めて幼保の一体的運営を推進していこう。そして、幼稚園において、未就園児や在宅家庭等の子育て支援の充実を図っていこう。その幼稚園の観点については共通の理解を得ているところです。しかし、何分にも、残された回数が限られているということもあり、また、具体的な現場の状況ということをよく知っておられるメンバーでちょっと素案で提案してもらおうというふうなことになるまして、ワーキンググループを立ち上げることといたしました。テーマは、今申し上げた3歳児保育について、それから預かり保育について、保育時間の延長について、ワーキンググループの議論が進められておりました、そこで議論のたたき台を出してもらおうということになっております。

さらに、前回の部会で、幼保の一体的運営についてもワーキングを立ち上げて、議論の素案を出してもらおうということで進められておりまして、今回はそのワーキングの素案をもとに最終答申を設置していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

会長 それでは、次に、部会長からお願いします。

学校教育部会長 学校教育部会の今後の運営議論に入る前に、少し、先ほどの教育長からのご提案についてご質問させていただきたいと思うんですが、先ほど、学校規模の適正化については、理念の部分だけを答申としてご提案いただきたいというご要望でしたけれども、実は、前回の専門部会では、その点についてもどうすべきかということについて、これからの部会で議論していくということになっておりました。それについての議論をしても、教育委員会としては答申としてその内容は受け取らないということなのか、それとも、部会としての自主的な判断に基づく答申案の内容に、ある程度具体的な校区再編という問題が掲載されることも、これは部会としての裁量の範囲に任されるのか、その点についてお答えいただければと思います。

教育長 ただいまの会長さんのご意見について、教育委員会としてご答弁をさせていただきたいと思います。

確かにそのとおり、ご指摘のとおりであったというふうに思います。

まことに僭越でございましたけれども、教育委員会として、あと、審議日程が非常に厳しいということもございましたし、住民の理解を得るところまではなかなかしんどいのではないかという判断に基づいて、そういう発言をさせていただきましたけれども、学校教育部会の主体的に自主的に話し合いをされたことは教育委員会としても十二分に尊重させていただきたい。ただ、あと2回しか部会が開催できないということの中で、ちょっと難しいところもあるのかなというふうに感じましたので、そういうことを言わせていただきましたが、本来ならば、学校部会で協議をしていただいきまとめていただければ、それはそれとして十二分に尊重させていただきたいというふうに思っております。

学校教育部会長 ありがとうございます。

ただ、まだ、多分、部会の委員の方々では、それでは納得いかないというところもあるだろうと思いますので、できれば、次回の専門部会の折にどなたか、そういう教育委員会としてのご提案になった経緯についてご説明に来ていただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

そのことも含めて、今後の学校教育部会の議論は、主にこの校区再編をどうしていくのかということについて議論されていくということになるかと思います。学校規模の適正化の理念についてははっきりさせてまいりましたし、そのもとで長い時間をかけてこの部会としての議論をしてきたわけですから、これまでの議論を踏まえて、これから2回しかないというタイミングの中で、どういう選択をすべきなのかということについて議論をしていきたいというふうに思っております。

同時に、きょう、皆さんに議論していただいたこの人権教育の強化のことについて、もう一度、前回の答申案を見直しまして、つけ加えるべきところがないかどうかということについて議論してまいります。

同時に、まだ議論が十分煮詰まっていなかった領域がありまして、その点についても、もう少し補足的な議論をしてまいりたいというふうに思っております。

そのほか、次回の部会では、新しいアイデアについて、部会のお一人お一人にアイデアを持ち寄っていただくということになっておりますので、あと二日後ですけれども、そこでまた新しいアイデアが出て参りましたら、それをぜひ答申案の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、黒井副部長さん、お願いいたします。

地域家庭教育部会副部長 地域家庭教育部会では、本日の資料で答申案をいただきましたけれども、この問題について、再度、地域社会への啓発の点と、それからコミュニティーづくりがどうあるべきかをあわせて、含めて、あと2回の検討に入っていくように報告しておきますので、その点だけご了承いただけたらと思います。

そういうことです。

会長 今後の運営につきましては、会長の私から、さらに教育委員会及び3部会長さんから提案がございました。さほど時間にゆとりがあるわけではございませんが、これらにつきまして質疑・応答が少しでも行えればと思っておりますが、何かご質問のようなことはございませうか。

H 委員 先ほど、私の言いたいこと、ほとんど部会長が代弁していただいたので、余りたくさん言うつもりはないんですが、校区問題審議会につきましてご提案をされた。市民中心にという形で、事務局側の方はそういうような形で考えられているということは今

承ったわけですが、そうしますと、先ほども部会長おっしゃられましたが、この14回の学校教育部会の審議の中で、大半が校区問題、それから通学の安全とかそういった問題にかなりの時間を割き、かなりの労力を割き、力を傾注してきた部分であるというふうに思います。

この部分について、審議、答申が出る前に校区審議会が立ち上がりますから、もう理念のみで結構ですというふうなご提案というのは、この部会に対して、この審議会に対して非常に失礼なものじゃないかなというふうに思います。その辺は、あさって、13日の学校教育部会の方で経緯の説明とか一定の見解をお示しいただけるものやと思っておりますが、その辺については、またこれからしっかりと我々審議委員の、特に学校教育部会のメンバーにおきましては、校区問題についてはまだきちとした結論を導いてから答申を出したいなというふうに思います。

意見です。

会長 ほかにいかがでございますか。広範なご披露をして、それについてというのはなかなかこれは無理なことでございますけれども、何かご質問ございましたら、発言してくださいませ。

先ほど申しましたように、ちょっともう一遍読み直さないというような節がございましたら、またお書きになってお出しただいたたら、十分配慮させていただきますが。

はい、どうぞ。

Z委員 今まで議論に参加させていただいてないので、経過もわからずに発言することをお許しいただきたいと思います。

新たに人権教育ということに取り組んでいくということだというふうに理解してるんですが、その場合の旧来の総括を、そういう厳しい反省総括をどうするのか。それとまた、旧来とは異なった人権教育というのはどういう形でやっていくのかというのが、反省とか抽象的な言葉があるんですけども、具体的なイメージが沸きにくいということを感じました。

思うんですけども、学校教育なり幼保含めて、文科省などは生きる力ということで表現しておりますけれども、やっぱり本来、近代化の中で自由と平等をどう実現していくのかということの問題にかかわって、差別以前の、やっぱり個々の子どもたちが、地域と大人の世界と子どもの世界とは違うと思うんですね。これをどうするのかというのをある程度区別してやらなきゃいけないとも思いますし、子どもたちの場合は、やっぱり無知のべ

ールといいますが、偏見もそういうのもない白い状態の中で、そうしたら、子どもたちの自己実現、自由と平等の実現をどうするのかというふうな観点からまず出発すべきではないのかなというふうに思うわけです。

そういうことの取り組み、もうちょっと言えば、個々人の個性、能力に応じた自己実現とは何かという、そういうところから自由と平等の枠組みで始めていって、その結果として、今ある差別は何なのかというところまで波及していくと思うんですけども、最初に、差別はいけないよというふうな話で、子どもに対してもどのような効果があるのかなど。その辺の新たな人権、それは一つの事例ですけども、一部の考え方ですけども、新たな人権教育ということをどういう枠組みで、新たなディメンションでどういうふうに展開するのかということ、抽象的な言葉ではなくて、もっと具体的に考えていただきたい、答申をつくっていただきたいというふうに考えます。

以上です。

会長 Z委員からのお答えで、ほかに何かご質問ございましょうか。

いろいろ時間的な制約がございまして、いつも司会はそれを言うとするんじゃないかと言われるんですけども、事実、きょうの問題は非常に多岐にわたっておりますので、ある程度調整して進まざるを得なかったかとも思いますが、本日はこの程度にとどめまして、この後は1月13日でございますか、1月19日、そのあたりで3専門部会が相次いで開催されることになっておりますので、部会において十分にご審議を賜れば非常に幸せでございます。

何か、事務局の方で、今の時点でご発言しておきたいということはございませんか。

はい、どうぞ。

教育総務部長 先ほども会長の方から、次回の各部会の日程を若干説明を申し上げましたけれども、次回の各部会のご案内を申し上げます。

各部会の所属委員さんには議事日程ということでご案内を差し上げていると思っておりますけれども、第15回就学前教育部会が1月19日(木)午後3時から、埋蔵文化財センターの講堂兼視聴覚室で開催されます。

それと、第15回学校教育部会、これが1月13日(金)午後3時から、同じく埋蔵文化財センターの講堂兼視聴覚室で開催されます。

第14回地域家庭教育部会、1月16日(月)午後3時から、同じく埋蔵文化財センターの講堂兼視聴覚室で行いますので、どうかよろしく願いいたします。

会長 少しまあ、司会、急いでおりまして、3月18日の午後2時から、市民と語る会のパート2、これを開催する予定だと。同時に、3月20日までにパブリックコメント等で市民の意見もちょうだいしたいと。これらを私たち二人と3部会長、調整の上で配慮いたしまして、3月30日の審議会で再度ご審査をいただくと、こういうことでございますので、その辺のパート2の開催の点がちょっと私の発言であいまいであったかと思いますが、よろしく追加の上、ご承知くださいませ。

それ以外に、事務局は別に何もございませんですね。

それでは、これで第6回の教育問題審議会を閉会させていただきます。

委員の皆様、事務局ともども、ご苦労さまでございました。

これで閉会いたします。